

令和 7 年 3 月 2 4 日  
福島県保健福祉部

## **県立社会福祉施設のあり方見直しについて（対応方針）**

### **1 あり方見直しの趣旨**

県立社会福祉施設のあり方見直しについては、平成 2 8 年 1 0 月の福島県社会福祉審議会の意見具申を踏まえ、平成 3 0 年 2 月に工程表を策定し、これまで進捗管理を行いながら、指定管理者制度の導入や施設の計画的な廃止等の見直しに取り組み、行政サービスの維持・向上に努めてきた。

今般、県立社会福祉施設を取り巻く社会情勢が変化し、新たな課題等も生じていることから、県立社会福祉施設のあり方を改めて見直し、令和 8 年度以降に取り組む新たな工程表を策定する必要がある。

また、総合社会福祉施設太陽の国については、平成 1 8 年度から指定管理者制度を導入して以来、利用者本位のサービス提供に努めているところであるが、障害者支援施設における入所者の更なる高齢化や障がいの重度化に伴う課題に加え、関連施設においても利用者の減少等の課題を抱えていることから、全体的な見直しを行う必要がある。

このため、県は各施設の課題解決に向け、個人の尊重と権利擁護の推進といった視点の下、人口減少の局面において期待される行政の役割を果たすべく、県立社会福祉施設のあり方を見直していく。

### **2 あり方見直しの基本的な考え方**

福島県社会福祉審議会からの意見具申（令和 6 年 1 2 月 3 日）における提言を十分に踏まえ、基本的な方向性は次のとおりとする。

- (1) 障がいがある方も地域で共に暮らせる形が理想であり、障がいの程度に関わらず、地域で生活できる環境が必要である。このため、障がい児及び障がい者が地域と交流できる機会の創出や機運の醸成に努めるとともに、グループホーム等の地域生活移行の受皿の整備を促進するなど、障がい者及びその家族にとっての選択肢を充実させる。
- (2) 施設利用者のニーズへ柔軟に対応し、サービスの質の向上を図るために福祉と医療・教育との連携を強化する。特に、重度障がい者等には、迅速に医療的ケアを提供できる体制を引き続き確保する。

- (3) 入所者が生き生きとした表情で健やかに過ごせるよう、居住環境や施設の仕様の検討、規模の適正化を図るとともに、入所者の状況の変化に対応するため、医療を始めとする専門的なケアを充実していく。
  - (4) 子どもや困難な問題を抱える女性への支援については、権利擁護の観点から、当事者の最善の利益を念頭に、個別の状況に応じた支援ができるよう、柔軟な支援体制や施設環境の改善を行う。
  - (5) 慎重に検討した上で役割を終えたと判断できる施設は、計画的に廃止していくことで、必要な施設に行政のリソースを集約して、より時代に合ったハード整備や質の高いサービス提供につなげていく。
- 上記の大きな方向性を踏まえ、以下のとおり各施設のあり方を見直していく。

### **3 県立社会福祉施設それぞれのあり方見直しの方向性**

#### **(1) 女性相談支援センター・女性自立支援施設**

##### **① 女性のための相談支援センター**

本施設は、法定必置機関であり、今後も県立施設として運営していく。

また、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」により支援対象が定義されたことを踏まえ、困難な問題を抱える女性への支援を充実させるため、多様化・複雑化した課題に対応できるよう、一層の支援スキル向上を図っていく。

#### **(2) 児童自立支援施設**

##### **① 福島学園**

本施設は、法定必置機関であり、今後も県立施設として運営していく。

また、虐待や発達障がい起因する問題行動を抱える児童への支援については、引き続き、児童相談所や医療機関と連携しながら、支援体制を整えていく。

あわせて、計画的な施設の修繕や設備等の更新を行い、生活環境の改善を進めていく。

#### **(3) 乳児院**

##### **① 県立乳児院**

若松乳児院を廃止の上、県立乳児院を新たに設置し、指定管理者制度に

よる運営を適切に行っていく。

なお、令和2年3月に公表した「新たな乳児院に係る基本構想」を踏まえ、指定管理者制度移行から10年後を目途に民間移譲に向けた検討を進めていく。

#### （４）医療型障害児入所施設

##### ① 総合療育センター

本県の療育体制の中核機関としての機能を強化しながら、引き続き、県立施設として運営していく。

また、地域療育体制を支援する拠点機関として、専門性向上のための研修等を行い、地域での支援体制の充実に取り組んでいく。

あわせて、施設や医療機器・設備の老朽化への対応として、計画的な施設の修繕や設備等の更新を進めていく。

#### （５）福祉型障害児入所施設

##### ① 大笹生学園

県内の障害児入所施設の入所率が低下していることから、民間施設も含めて県全体の需要を見極めながら、指定管理者制度への移行も含め、運営のあり方を慎重に検討していく。

また、専門性の高い処遇を必要とする児童への対応については、児童相談所や医療機関等と連携しながら、支援体制を整えていく。

##### ② ばんだい荘わかば

入所児童数が減少傾向であることを踏まえ、適切な定員数について検討を進めていく。

また、専門的なケアを充実させるために必要な人材の養成や医療機関等との連携を図っていく。

さらに、必要な修繕の実施や適正な定員規模を検討しながら、引き続き県立施設（指定管理施設）として、一体的（児者併設）な仕組みによる運営を行っていく。

## （６）障害者支援施設

### ① 太陽の国ひばり寮

引き続き身体障がい者の県立施設（指定管理施設）として運営し、居室等のスペースが十分に確保されていない建物については、入所生活における個人の尊重を図るため、プライバシーや高齢化による身体機能の低下にも配慮した施設の大規模改修等について検討を進めていく。

また、専門的なケアを充実させるために、必要な人材の養成や医療機関等との連携を図っていく。

### ② 太陽の国けやき荘・かしわ荘・かえで荘

引き続き身体障がい者や知的障がい者の県立施設（指定管理施設）として位置付け、入所者の人格・人権等の尊重を第一として運営するとともに、高齢化・重度化に対応したケアを提供していく。

また、専門的なケアを充実させるために、必要な人材の養成や医療機関等との連携を図っていく。

なお、かえで荘については、プライバシーや高齢化による身体機能の低下にも配慮した建替等について検討を進めていく。

### ③ ばんだい荘あおば

専門的なケアを充実させるために必要な人材の養成や医療機関等との連携を図っていく。

また、必要な修繕の実施や適正な定員規模を検討しながら、引き続き県立施設（指定管理施設）として、一体的（児者併設）な仕組みによる運営を行っていく。

## （７）太陽の国関連施設

### ① 太陽の国クリニック

太陽の国施設入所者が安心して生活するためには、定期的・継続的な健康管理を行い、迅速に医療的ケアを提供できる体制が不可欠であり、医療機関が必要である。引き続き、医師を始めとした医療従事者の確保を図るとともに、重度の障がいを抱える入所者が高齢化している実態に対応できるよう、機能や規模についての見直しを継続していく。

また、入所者だけではなく、地域に開かれた医療機関としての役割を果たしていくとともに、クリニックの役割を踏まえた上で、施設の老朽化に対応するための大規模改修等について検討を進めていく。

② 太陽の国交流センター

宿泊機能廃止後の利用状況や現状のニーズを踏まえ、交流センターの機能や役割については、他施設で代替が可能となっている状況を考慮し、施設の廃止を検討する。

③ 勤労身体障がい者体育館

将来的に大規模修繕や建替が必要になるまでは、障がい児者や関係者が利用しやすい施設として、安全性を確保しながら、引き続きその役割を果たしていく。

また、新規利用者の獲得のため、地域への効果的な周知広報を検討していく。

④ 太陽の国管理センター

管理センターは共通施設であるため、太陽の国各施設の見直しを踏まえて、必要な機能を検討し、計画的に修繕していく。

⑤ 給食センター・洗濯センター

現在のようにセンターを設置する方法と完全委託化する方法を比較するなど運営の効率性を検証しつつ、入所者の生活の質に直結するサービスであることを考慮した上で、今後の方向性を検討していく。

⑥ 終末処理場

社会福祉事業団に移譲した施設の合併浄化槽の設置状況を踏まえ、計画的に施設を廃止していく。

⑦ エネルギーセンター（平成24年度廃止）

地下に残存する重油タンクを計画的に撤去していく。

#### 4 今後のあり方見直しの進め方

各施設について、課題や実情を十分に踏まえ、あり方見直しの具体的な手順、方策、時期等を定めた工程表を令和7年度中に策定する。

また、工程表について、進行管理を随時実施していくとともに、実行状況を福島県社会福祉審議会に報告する。